

のであります。問題は、解決されては
らないのであります。こういうよう
なときに、商工中金の資金源を政策的
な立場から、国家的な規模においてそ
の資金を準備するということは、私は
今必要にして欠くべからざる事柄で
あると思つてあります。にもかかわ
らず、あなたは金融がもう正常化し
たのだから、従つて市銀ベースによつ
て市中から資金をつぎ込めばこれでよ
いと思つた、私はこういう理論は成り立
たないと思つた、この問題について、藤
枝大蔵次官はどういう工合にお考えに
なつておるか、一つ大蔵省としての御
答弁を願ひたいと思つてあります。

○河野(通)政府委員 政務次官からの
お答えはあとにお願ひいたしまして、
私が先ほど申し上げた点に誤解がある
ようでありまして、一応弁解がまし
くになります。補足をいたしておき
ます。

私は預金部等が金融債等を引き受
けることは、だんだんウエートが減つ
ていく方へ行くのが正しい方向だ、方
向としては正しい、こういうことを申
上げておる。原案におきまして、預
金部においてこれらの金融債なり公社
債を引き受けるということは、だんだ
ん減らして、市中へウエートをかけて
いこうという努力はいたして参つたの
であります。それが御案内のようにな
つて修正になりました。その度合いが
非常にきつくなつた。従つて、これは
なかなか容易に簡単に消化ができて
いふわけには参らぬ。従つて、これを
消化するように努力をいたさなければ
ならぬし、努力をすれば消化ができて
いふことを申し上げたのであります。
この案が私どもとして最善の案と

思はば、それは当初からそういう案を
出しますけれども、私どもとしては、
やはり方向はそういうことであるけれ
ども、漸次にそういう方向へ持つてい
くことが適當であるというところを考
えて原案を作成したのであります。こ
の点は御了承をいたしたいと思つて
あります。

○藤枝政府委員 商中、農中などが、
春日さんの言葉を借りていへば、政策
金融を行わなければならぬ。これは一
般の市中銀行等とは相当性格の違つた
ものであると考へます。ただそうか
といつて、いわゆる政府の金融機関で
ある国民公庫とか中小企業金融公庫と
かとは比べますと、またそこに多少の性
格の違いがあるんじゃないかといふ
うに考へるのであります。ただいま銀
行局長から申し上げましたように、政
府の資金をこころしたところにある程
度つき込み、これはだんだん漸減の方
向にあるべきであるといふことは当然
だと考へるのであります。ただ春日さ
んが言われるように、こうした特殊な
使命を持つておるものに、もう政府資
金はつき込まないでいいのだ、それが
当然なのだといふふうな私どもは考へ
たわけではございませんので、原案に
つきましては、漸減の方向をたどりつ
つ、やはりある程度のもを預金部で
持つという考へを持つたわけであり
ます。しかしただいま銀行局長も申し
上げましたように、だんだん市中に肩
がわりをしていくことを、方向として
は取るべきではないかといふふうな考
へておりました、他の面におきまして、
商中あるいは農中等の活動を円滑なら
しめる方法ではできるだけとりたとい
考へますが、今後とも必ず政府資金を

つぎ込むのであるといふようには考へ
ていない次第でございます。

○春日委員 これは、藤枝次官が大蔵
委員会の理事として、中小企業金融を
われらと一緒に論じたその当時の御見
解とは、もうハッキリ変じてスズメと
なるといふくらゐの違ひで、まことに
奇怪しくいふ次第であります。た
だいまの河野銀行局長の御答弁によ
ると、だんだんこれを減らしていき、そ
れは金融市場の正常化の度合いと見
合つてだんだん減らしていくといふこ
とならば、ある程度理解できないこと
もないと思つてあります。けれども
も、今度はだんだん減らすのではなく
て、まるっきりなしにしてしまつた。
まるっきりなしにしてしまつたとい
ふことは、少くとも政府が百四十億の
金融債を引き受けなければ、これらの
所要資金を満たすことはできないとい
う大確信の上に立つて、政府原案はそ
こにあつたと思つた。これはまさしく
うに相違ない。いふところかげんのひや
かしならば、自分で百四十億何千万
という資金を予算で引き受けて出して
くるはずがない。必要欠くべからざる
といふその大確信の上に立つて御提出
になられた。ところがこれらの自民兩
党の諸君が何に浮かれたのか、ついに
それを根元から切り捨ててしまつて、
これを全然なくしてしまつた。これは
重大な事柄である。そうだとすれば、
私が申し上げるのは、政府の百四十二
億というのは大きな金額だが、これだ
けのもの、やはり政策金融としてど
うしても必要欠くべからざるものと考
へておつたのだが、これが見返るとこ
ろの何らかの措置といふものを私は考

えられなければならぬと思つた。それ
いろいろな材料によつて調査をいたし
ておりますけれども、かりに興銀とか
長信とかいふような市中銀行との協調
融資を行なつておるようなところ
融資そのものが協調融資の傾向を持つ
もの、あるいはそれはそれ銀行自体
においてそれぞれ取引関係のあり
ます金融機関は、この金融債を彼ら
力によつて市中銀行に肩がわりさせる
こともあるいは不可能ではないかもし
れないが、少くともこの商工中金、こ
れは私は非常に困難ではないかと思
われる。このこと自体は、それぞれの資
料の中にも出て参つておりますけれど
も、どうしてもその消化が困難なとき
には、この資金量を減らして、貸し出
し計画をそれだけの分圧縮しなければ
ならないといふような批判もそれぞれ
出しておるわけでありまして。そうだとす
れば、政府が不本意にそういうような
予算修正をされて、そこに当初の計画
にそごを来たすような場合に到達した
ならば、かりに商工中金が、完全にそ
れだけの金融債を市中銀行で消化でき
ればよいが、できなかつた場合にはど
うしようかといふだけの誠意と、また
それだけの努力といふものが、この予
算修正に承諾した政府の責任において
私はなされなければならぬ事柄であ
ると思つた。ただいまの河野銀行局長の
答弁によりまして、これは消化される
と思つたから、それに対する対策は何ら
考へていないといふ、こういうような
無責任な答弁は、どうも思つた。藤
枝大蔵次官がそういうような態度で
あつて、果して中小企業金融を円滑に
まかなうことができるかと考へてある
うか。すでに現実に、今日においても

中小企業金融といふものは非常に事欠
いておる。今度金融債がこういう制度
がえが行われたということによつて、
さらに大きな資金種を来たすのだ
が、これに対する特別対策を必要とし
ないか、あるいは考へていないか、
そんなその場限りの答弁は許されるも
のではないと思つた。これに対する大蔵
省としての、特にまた大蔵委員会の理
事として、長年間の問題をともに熱
心に取上げて参られた藤枝次官とし
て、これに対しては何らかの御意見が
あると思つたが、この際委員会で明ら
かにしておいてもらいたい。

○藤枝政府委員 先ほど申し上げま
したように、これらの商中——特に商
中を例にとつてのお話してございま
す。春日さんも御案内の通り、大体月
二億くらいものを預金部資金で引き
受ける予定でございまして。それが三
カ月間、四、五、六と引き受けただけ
であつた切りという形になつたわけ
であります。この程度のもは、先ほ
どから銀行局長がお答え申し上げま
したように、市中において十分消化
できるのじゃないかといふふうに考へ
おるのではありません。別に非常にそ
つけない考へ方を持つておるわけでは
ございません。極力努力をいたしてま
して、この程度のもは、さらに追加
いたしました市中において消化できるよ
うに、私どもも指導をいたして参り
たいと思つておる次第でございます。

なおあわせて申し上げますが、かね
て非常な御要望もありました商中の出
資金を政府が持つという点について
は、すでに御案内の通り、本年度にお
きましては、十億の出資金を政府が持
つというふうなことも、商中の特殊性

にかんがみまして処置をいたしたものであることは、御了承をいただきたくと考ふる次第でございます。

○春日委員 この問題につきましては、私は先般新聞によって伺ったのでありますが、大蔵省では、自民両党の要請に基いて資金委員会法ですか、要するに銀行預金の運営に関する一つの基準というものを考えておられる様子であります。この資金委員会法の中に、この金融債に關連する事項を規制される意思があるのかどうか。一昨日か、河野銀行局長談として新聞に載っておりましたが、その資金委員会法とこの金融債と關連するところがあるならば、一つこの際お示しをいたしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 いわゆる資金委員会の法案につきましては、今検討をせつかく加えておりましたが、まだはつきり最後の結論まで至っておりませんけれども、これが法案として提出され、御審議をいただきました上で成立いたしますれば、そのうちで一番大きな要素は、金融債を市中銀行に対して保有をある程度命ずるといふような仕組みが、この法律の幾つかある骨子の一つになるというふうに考えております。ただ、これは先般も申し上げました通り、できるだけそういう法律の強制を待たないで、金融機関の自発的協力、あるいは努力によってこれらの目的を達成できることが最も望ましいというふうに考えておりますので、法律ができましたからといって、それを直ちに発動するかどうかにつきましては、今後の情勢を見た上でいたしたい、かように考えております。

てもらわなければいけないと思つたので、先般小山委員の御質問にも答えられておりましたが、この予算の修正に關連して資金委員会法を作ること、何か政府と両党との間の了解事項になっておるやうに伺つておるのであります。この資金委員会法を国会に上程される意思があるのかどうか。数日前の新聞報道によると、民主党の政調会に河野銀行局長が出席されて、政府が構想しておるところの要綱について御説明されたという話だが、その資金委員会法なるものは本国会に出すのか出さないのか、その点一つ明らかに願ひたい。

○藤枝政府委員 これは御案内の通り、自民両党の予算修正にからんで、そういう両党の了解をされたところでございませう。従ひまして、性質から言へば、両党で共同の提案をされるという性質のものでございませう。しかし、それを両党の話し合ひで政府から出せといふことでございませうので、準備をいたしまして、この国会に提出すべく今努力をいたしておるところでございませう。ただ、ただいま申しましたやうないきさつでございませうから、民主並びに自由党の十分な御意見をいれなければならぬ性質のものでありますので、各党に御折衝をいたしまして、その御意見を伺いつつ、至急にこの国会に出しますやうに努力をいたしておる段階でございませう。

○春日委員 私は、河野銀行局長の答弁はなほ遺憾に思ふ。ただいままでの私の質問に対する御答弁は、金融市場においてこれを消化することができから、政府がこれに対して、金融債の問題にからんで何ら手心を加える意思はない、實際問題として、こういういわば木っ葉をぬぐつたやうなことを言つておる。ところがただいまの御答弁によると、資金委員会法のいろいろの骨子の中には、金融債を市中銀行に引き受けさせるというやうないろいろな規制を加えられようとしておるので、こういう御答弁なんですか。一体どちらがほんとうなんですか。私はありのままを御答弁願ひたい。こういう問題で、自民両党は予算修正に伴つて、政府との間において資金委員会法を作るという了解があつたのだが、了解の中の骨子は、やはりその資金委員会法によって、今度肩がわりした金融債に対して法律の制約を設けて、市中銀行にこれを引き受けさせるやうな効力が生じてくるんだ、そうすれば、結局この金融債は市中銀行で十分消化ができるんだ、こういう御答弁があつてしかるべきだと思ふ。ありのままのことを御答弁願ひのでなくて、われわれ野党に対しては誠実でないやうな御答弁を願うというやうなことになる、これはあなたとの間に論議をすることがむしろ危険になつてくる。一体それはどちらなんですか。たとえば、資金委員会法によって、市中銀行が肩がわりされたところの金融債を引き受けなければならぬやうな場面が、法律の拘束されると、あるいはそういう態度だと、あるいは自主的な勧説による措置だとを問はず、そういう効果が上るやうな措置が別途講ぜられておるならば、そういうふうだといふことを御答弁願ひなければ困る。何も考えていなという御答弁と、あとは資金委員会法でその効果が生ずるのだという御答弁とは違ふ。もう少し誠実に御答弁願ひたい。

願ひなければ困る。私は日本社会党であります。やがて内閣をとれば、あなたもわが党政府の官僚になる。もう少し誠実な御答弁をなさらないと、そのときに首にされますぞ。

○河野(通)政府委員 私は別にごまかしても何もいひないのであります。かへりて今お話しになりました資金委員会法のことは、努力をすれば、金融債は市中において消化され得るといふ見通しを持っておられます。しかしなまやかしことではありませぬから、大いに努力する、努力すれば可能であると申し上げておるのであります。

それから資金委員会法の制定及び御提案等につきましては、ただいま政務次官からお話しがなされた通り、自民両党の間のお話し合ひでそういうものを協定されて、それを政府が便宜御提案するといふやうな事になったと聞いておりますので、それに従つて今準備をいたしておる、こういうことであります。この法律が出なくても、私がお話し申し上げた程度のこととは消化をさせることができると私は考えております。

○春日委員 それは一体どういふことなんですかね。法律を出さぬでも効果が上るならば、むずかしい法律を何で出すのですか。その点を一つ御答弁願ひたい。

○藤枝政府委員 資金委員会法的な法律につきましては、先ほど申し上げた通りであります。これは先ほど銀行局長からも御答弁申し上げましたやうに、できるだけこういう法律、いわば伝家の宝刀を抜かず、指導をやつていきたい、しかし最後にどうしても必要な場合には、発動ができるというやうな態勢を整えておきたい、ということが自民両党のお話し合ひのときの結論のやうであります。従つて、こういういわば一種の伝家の宝刀的な法律は作る、しかしそれを抜かず、十分指導、あるいはいろいろな勧奨によつて、両中の市中引き受け程度のものその他は十分消化ができるのではないかと、いろいろに考えておるわけでありまして、それを銀行局長からお答弁を申し上げておる次第でございます。

○春日委員 そんな答弁ではなつておりませぬ。ただ最近金融機関、銀行の産業支配は目に余るものがあり、この金融機関がこのごろ政治すら支配せんといたしておる。私がはなはだ遺憾に思ふことは、とにかく法律というものは、欠けるところがあつてはならぬが、それかといつて、必要を越えて法律を作る必要はない。あなたのおっしゃることをそのまま理解するならば、法律を作らぬでも効果は上つてくるが、自民両党がやがてましく言うから作つてみるのだ。それは気休めだ。伝家の宝刀などとは言つておるけれども、必要のないものを作ると言つておるならば、それでこれは法律遊びだ。そんなばかげたことは私にはあり得ないと思ふ。かりにこれを裏から判断するならば、こういう法律を議会の要請によつて作らざるを得ないけれども、それは現在の金融機関の運営に対して何ら支障のないやうな、いわば骨抜きのがたがたの法律を作らう、そうしてこの予算修正に伴つておるの略奪事項の表面を糊塗せんとおるやうな節が、ここで歴然とかがえるわけでありませぬ。私が申し上げたいことは、その法律によつて

その時間つなぎに質問しておるのだと
いうことでは、時間つなぎのいわゆる
冗談まじりの質問を、本委員会の委員
一同が聞いておったということに私は
なりはせぬかと思う。しかも質問を政
府に対してしたればこそ、政務次官か
ら丁寧な答弁があった。しかもその答
弁の終らぬ先に、委員長に、あるいは
本委員会に向つて、今参議院の方から
呼んできておるので、どうしても行か
なければならぬから、今の政務次官の
答弁は一応中止してもらいたい、しか
し後に自分が出席したときに、あらた
めて答弁をしてもらいたいということ
を言うことが私は当然だと思ふ。しか
もその答弁最中に、質問するだけして
いて一質問したればこそ、政務次官
からの答弁があったのであります。そ
の政務次官からの答弁を聞かずに、
そのまま議場外に退場していくとい
うことは、皆さんが言われる通り、本
委員会を侮辱とは言いませんけれども、
あまりにも軽視しておる。委員長に対
しても、これは軽視しておると言わざ
るを得ぬと思ひます。このことにつ
いて、日ごろ当委員会でも、きわめて温
厚な篤実家をもって自他ともに任じて
おられるところの古川君、あるいは山
本君、また川野君が次々と発言をされ
ておる事態を考へても、これはこのま
まで、今委員長から言われるように、
一つ理事会を開いて注意をしようとい
うような問題ではおさまらぬと思ひま
す。それは、委員長の気持は、なるべ
く一つ穏便にというお気持だろりと思
いますし、委員一同も、その穏便にと
いう気持においては同じ考え方である
と見て間違いないと思ひますけれど
も、これをこのままほっておいたなら

ば、単に委員長からの注意にとどま
たということになりました場合に、今
後本委員会を運営されていく委員長と
して、またわれわれ委員といたしまし
ても、どうしても納得のいかない点
ができると思ひます。従つて、これは私
情においては非常に忍びない点があり
ますけれども、これは山本君が動議を
出されましたその点をまず採択され
まして、しかるのちに理事会等々の問題
をお進め願ひたい、こう考へてお
ります。
○石村委員 その動議について申し上げ
ます。時間つなぎにと、こう言つた
というので、皆さん憤慨していら
っしゃるのですが、その点、しかし理屈
を言へば、今するかしないかという問
題でありまして、その質問の内容が全
く議題に關係ないことを質問したとい
うならば、これは問題だと思ひます。
大蔵委員会として問題とすべき点を
質問したならば、これは私は、あえて問
題にする必要はないと思ひますが、
途中で質問最中に黙つて退席したとい
うのは、私も不穩当だと思ひます。し
かし本人もいらないこの席で、直ちに陳
謝させるとかなんとかいふ決議をする
よりも、本人を呼んで、理事会等でお
話しになったあとでおやりになるのが
私は適當ではないかと考へます。
○山本(勝)委員 私は動議を提出した
わけでありまして、大体先ほど来の古
川君と春日君との言葉のやりとりを皆
さんもお聞きでありましようが、春日
君が、自分は参議院に行かなければな
らぬのだけれども、ただ時間つなぎに
やれというからやっておるのだとい
うようなことで、あたかもやる必要はな
いけれども、やってくれと言われるか
らやっておるのだというやうな言葉を

述べられた。それに対して古川君が、
それならばかの者がやるからやめたら
どうかと言つた。そりしたら、その古
川君に対する春日君の態度は、冗談を
越えて、むきになって、ほとんど聞く
に耐えぬやうな態度であつたことは委
員長も御承知の通りです。その上に、
質問に対する政府委員の答弁の最中
に、何らの断わりなしに出してしま
う。私は決して春日君を傷つけようと思
ひません。しかし、もうこの機会を
逸して、これがうやむやのうちに不問
に付せられることになったら、これは
将来もう取捨がつかない。だれがど
んなことをやっても、これ以上のこと
はやれないのであります。他の委員がそ
れに類似の行動をとつた場合に、それ
に対して何らの処置もとれないので
から、私は決して春日君を傷つけよう
という意味ではなくて、この委員会の
權威と秩序を保つ意味で、春日君に対
して心から陳謝させます。本人が性格が
あつて改まらぬという見込みはありま
せんけれども、(笑聲)しかしそれにして
も、この機会に、自分があまり度を過
ごせば、委員会は承知せぬのだとい
うことを一応はつきりしておく必要があ
ると思ひます。私はふだんこういふ動
議を出す男ではない。これは委員長も、
私の性格をよく御承知です。これは
はつきりけじめをつけておいていた
きたい。

それから政府委員に対する質問で
も、春日君のことでありまして、わ
れわれ大目に見ておられますけれども、
實際記録をごらんになればわかると
思ひますが、かなり人格にかかわるよ
うなことまで言われるのです。これは
やはり慎まされるべきが本人のため
でもあると思ひます。私の動議を取り
上げてもらいたいと思ひます。
○松原委員長 暫時休憩をいたし
ます。
正午休憩
午後零時九分開議
○松原委員長 休憩前に引き続き會議
を開きます。山本勝市君。
○山本(勝)委員 私は休憩前の會議に
おいて、春日一幸君の言動に關して、
謝罪さすべしという動議を提出いたし
たのであります。しかるに委員長が休
憩中理事と相談をされて、その結果の
お話しによると、委員長の責任にお
いて、春日一幸君に誠心誠意委員会に陳
謝せしめるといふお言葉でありますの
で、今日のところは一応私は委員長の
言明を信頼し、また春日君の陳謝の態
度を見るまで、今日は動議を撤回いた
しまして、春日君の態度を見たいと思
ひます。しかし春日君の陳謝の仕方、
あるいは今後の言動によつては、さら
に問題は大きくなると思ひますから、
委員長は十分その点を御注意願ひたい
と思ひます。
○議事委員 今山本勝市委員から、先
刻出されました動議の内容の趣旨徹底
について委員長に要望されましたが、
私も委員長に一つ伺つておきます。実
は春日君の先ほどの言葉、態度とい
うのは、私もあくまで不謹慎であつ
た、こう考へますが、委員長におい
てはどういう感じに受け取られました
しょうか、念のために伺つておきます。
○松原委員長 理事会に御相談いた
しましたところ、各理事におかれまし
ても、春日君の言動については不穩當の

点があつたといふことを認められまし
て、適當な処置を講ずるといふこと
になりましたから、委員長におきまし
ても同様にお考へておることをこの際
からかしておきます。
○議事委員 それでは、その意味は、
委員長から春日一幸君に陳謝の意を
表さす、こういふように受け取つてい
いわけでありませぬ。それと一つは、
陳謝というその言葉の意味は、先ほど
春日君がとられた言葉、態度、この二
点について、不謹慎であつたという陳
謝の意を表さす、こういふ意味に受け
取つてよろしいでしょうか。
○松原委員長 お言葉の通りであり
ます。
○議事委員 了承しました。
○松原委員長 先刻山本委員より、動
議を撤回したいとの申し出があり
ましたが、さう取り計らうに御異議
はありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○松原委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さうに決しました。
法律案に対する質疑を続行いたしま
す。石村委員より關連質疑の要求があ
りますので、これを許します。石村英
雄君。
○石村委員 春日君の質問に關連いた
しまして、銀行局長なり政務次官に御
質問いたしますが、今度の資金規制委
員会ですか、これに金融債を強制的に
一定率だけ引き受けさすということが
あるそうですが、金融債にさういふ措
置をお講じになるといふことから考
へますと、当然國債、あるいは電電公社、
さういふものの公債債についてさう
いふ措置をおとりになる、あるいはさ
らに將來一般的な國債の発行といふこ

とがあつた場合、やはりそれもその中に入るというように考えてよろしゅうございませうか。

○藤枝政府委員 国鉄、電電等の公社債につきましては、それを入れるべく考えておられます。しかし、これは先ほどからお答え申し上げておきますように、自民両党の申し合せによるものでございませうから、この両党と十分お打ち合せをいたした上で決定いたしましたと考えておられます。

それから一般的な公債につきましては、私どもは現在のところ考えておりません。

○石村委員 公債について考えていないというのは、公債の発行をしないということから考えないということですか。あるいは公債の発行が起つても、そういうことではないとお考えから出ているのですか。どちらかはっきりお願ひしたい。

○藤枝政府委員 目下のところ、政府といたしましては、公債政策をとらなという態度を堅持いたしております。その点からも考えていないということでございます。それからもう一つは、資金委員会、これは経過は御承知の通りでございます。金融機関に集まりました資金を特に産業の開発等に向けたいということが中心になっておりますので、そういう面からいたしまして、現在のところ、公債発行についてはこの委員会でも云々をすることは、私どもとしては考えていない、こういうこととでございます。

○石村委員 いま一点お尋ねしておきますが、そういう措置によって引き受けさせた金融債について、これを日本銀行への担保として貸し出しを受ける

ということについては、何らかの制限か何かを考えていらつしやいますか、それとも、無制限に金融債担保で日本銀行から金を出させる。出す出さぬは日本銀行の考えかもしれませんが、何か資金委員会なんかにおいてその制限をされるお考えがあるかないか、その点をお尋ねしておきます。

○河野(通)政府委員 この法律によつてかりに持つことを強制いたしました場合において、この有価証券を日銀へ担保に入られるかというお話しであります。これは日銀への担保に入れることを禁止する必要はないと私は考えております。しかしながら、この消化を法律をもつて強制するという前提に立っておりますから、日本銀行としては、金融政策全体の立場から、これらの債券を見返りとして金融することのよしあしについては、その法律の趣旨からいって慎重に検討しなければならぬ問題だと思つております。法律的に、あるいは命令をもつてその担保に入れることを禁止するという必要はないと私は考えます。

○石村委員 いずれそうした法律が出た際において、十分お尋ねをしたいと思つておりますが、今の御答弁は、日本銀行の判断にまかせる考えであるという意味に確認してよろしゅうございませうか。

○河野(通)政府委員 お話しのように、今後研究いたして参らなければなりません。結論はつきりいたしたわけではありませぬ。今のところそういうふうにお考えしております。

○大平委員 今の問題に関連して、一つ二つお伺ひしておきたいと思つて、一が、開発銀行とか興業銀行とか長期信

用銀行等の融資は、その半分くらいはおそらく四大産業というか、電力、造船、石炭、スチール、そういうところについておる。大体それに見合うくらいは政府関係の資金でカバーしておるというふうな構成になつていたのじやなからうかと思つております。もし今度のような措置を講じて参りますと、大体政府関係の資金が市中銀行に肩がわりされた場合に、銀行といたしましては、金利の問題が起つてくるのじやなからうかと思つております。一つは、銀行の経理からいって、金利が上りま

す。それだけ苦しくなるのですが、それに對してどういふ措置を講ずるかという問題と、それから資金運用部の方で利用債券の方で収入が多かつたものから、それで運用部の会計がどうか動きがとれておたのじやなからうかと思つております。それがなくなつた場合、資金運用部としてその対策はどうするか、これは理財局の関係かとも思つております。金利問題に関連して、そういう点はどういふふうにお考え

おるか、これが第一点。

○河野(通)政府委員 長期信用銀行の資金源の半分程度が従来なら政府の資金運用部にかかつておるようなお話しであります。半分までいっておるわけでもない、ちよつとはつきりした数字を持つておるわけですが、過半が民間の資金にたよつておる。ことに御案内のように、割賦、いわゆる割引債券で調達しております部分が相当多いものでございませうから、これは御承知のよう

に、政府には全然おきませんので、これらの点を入れますと、資金運用部資金にたよつておりましたウエートとい

うものは、半分にはとてもいかない、私はどういふふうに御了承願ひたいと思つております。

それからはなだ失礼であります。この金利が、預金部で従来引受けおつた金融債を市中に肩がわりすることによつて金利の点に影響があるようなお話しであります。これは私の御質問の聞き違ひかもしれませんが、預金部と市中とのこれらの債券に対する引き受けの条件は、全く同じということにして、その点からは、金上別じやないで、非常な差違が起つてくることではないのであります。何か私の聞き違ひでありましたらもう一度。

それから第三の資金運用部の方の収支に對する影響の問題、これはお話しのように確かにあるわけでございます。御案内のように、地方債については六分五厘とか非常に安い金利で出しておる。それに対して金融債でありま

すれば、八分五厘ということになりま

すから、その間の収支の方には相当影響があると思つております。一方今年度から、長期の郵便会計に對する利子の支払いが、相当高い金利のものも作ることになつておる。両方で相当苦しくなるというところは当然考えられる。しかし、特にそれがために、特別会計として預金部の経理上非常にマイナスになるかと、赤になるとかいうことは、今のところないと思つております。詳細は資金課長からお答えいたします。

○大平委員 今の質問は不正確でございませうから、運用部が引き受けるものも市中が引き受けるものも同じだといふ話ですが、そうだとす

にできませんから、発行者としてい

る手数、経費が省けるわけですね。今度それにかかるといふことになることになりますと、銀行の方としても、よほど考えなくちゃならぬことになるんじやないかと思つておられますが、その場合に政府として、たとえ今年三年債が多いのです。三年債を五年にするとかい

うような措置で、発行者の方の経費を少くするやうな措置を考へる御意思があるかどうか、お伺ひいたします。と申しますのは、もう大体三年程度の金融債というやうな時代も過ぎたんじやないか、もう相当長くても消化は可能

だし、それからまた長くして安定感を持つていい時期が来たんじやないかというやうな感じもするのですが、こ

ういった機会に、今までの金融債の期限をもう少し長くするといふやうなお考えをお持ちなのかどうか。

○河野(通)政府委員 よくお話しのことからいりました。これは事業債、金融債をあわせて、いわゆる有価証券の条件とだんだん辛く辛くと申しますか、引き下げていくといふことは、金融市場がだんだん正常化し、貸し出し金利一般が下つてくるという情勢に對して考えなければならぬと思つて、かねがね検討して参つたのです。ことに事業債等につきましては、二、三カ月前に手数料を相当減額した。これによつて発行者の利回りが相当下つてきておる、この次は大体私は秋を考へておりますが、今お話しのように、この次の段階は、金融債及び事業債について、償還期限の延長といふことが第二の問題として、具体的に申し上げます。これは一挙にはなかなかおこなはずかしののであります。事業債の五年のもの

これより資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案について採決いたします。

お諮りいたします。本法律案を原案の通り可決するに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本日議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出等の手続につきましては、委員長に御一任を願っておきたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次回は明十三日午後一時より当委員会と農林水産委員会、商工委員会との連合審査会を開会し、委員会は明後十四日、午前十時より開会することといたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十三分散会

〔参照〕

資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案内閣提出に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月十五日印刷

昭和三十年七月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局